



島根県報

平成27年12月25日（金）

号外 第 199 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	（政策企画監室）	7
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	9
島根県県税条例等の一部を改正する条例	（ ” ）	13
島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	（情報政策課）	20
島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	22
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	（雇用政策課）	23
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（河 川 課）	24
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企業局総務課）	25
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（警 察 本 部）	27

公布された条例等のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（条例第51号）

1 条例の概要

(1) 県の責務

県は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする事とした。（第3条関係）

(2) 個人番号の利用範囲

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする事とした。（第4条第1項関係）

イ 県の執行機関は、アの事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる事とした。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない事とした。（第4条第2項関係）

2 施行期日

平成28年1月1日から施行する事とした。ただし、1の(2)のイの一部については、法附則第1条第5号の政令で定める日から施行する事とした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 条例の概要

内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。）内において、知事が認定した地方活力向上地域特定業務施設整備計画（本店又は主たる事務所その他の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）を整備する事業の実施に関する計画をいう。）に従って、総務省令に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、次のとおり不均一課税を行う事とした。（第8条の2関係）

(1) 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる県税について不均一課税を行うこと。

ア 東京都の特別区から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）

(ア) 当該特別償却設備を法人の営む事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度又は個人の営む事業の用に供した日の属する年以後3年間の各年に係る事業税

(イ) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税

(ウ) 当該特別償却設備のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

イ ア以外のもの（以下「拡充型事業」という。）

(ア) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税

(イ) 当該特別償却設備のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

(2) 不均一課税に係る税率を次のとおりとする事とした。

ア 事業税

区 分	不均一課税の場合の税率
-----	-------------

第1事業年度(年)分	島根県県税条例(以下「県税条例」という。)で定める税率に2分の1を乗じて得た率
第2事業年度(年)分	県税条例で定める税率に4分の3を乗じて得た率
第3事業年度(年)分	県税条例で定める税率に8分の7を乗じて得た率

イ 不動産取得税

県税条例による税率	不均一課税の場合の税率
100分の4	100分の0.4

ウ 固定資産税

区 分	県税条例による税率	不均一課税の場合の税率	
		移転型事業	拡充型事業
初年度分	100分の1.4	100分の0.14	100分の0.14
第2年度分		100分の0.35	100分の0.467
第3年度分		100分の0.7	100分の0.933

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成27年10月2日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した場合に適用することとした。

◇島根県県税条例等の一部を改正する条例(条例第53号)

1 条例の概要

(1) 島根県県税条例の一部改正

ア 徴収の猶予及び換価の猶予について、次に掲げる事項を定めることとした。(第5条の2―第5条の6関係)

- (ア) 徴収の猶予をする場合に必要提出書類その他徴収の猶予の手續
- (イ) 換価の猶予をする場合に必要提出書類その他換価の猶予の手續
- (ウ) 担保の徴取基準

イ 法人等の届出事項に、法人番号を追加することとした。(第7条・第7条の2関係)

(2) 次に掲げる条例の引用する条項の整理

- ア 島根県産業廃棄物減量税条例
- イ 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成16年島根県条例第34号)
- ウ 旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のイについては、平成28年1月1日から施行することとした。

◇島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例(条例第54号)

1 条例の概要

行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正されたことに伴い、島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成28年1月1日から施行することとした。

◇島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第55号)

1 条例の概要

施設長の資格要件のうち年齢要件を廃止することとした。（第9条関係）

2 施行期日

平成28年1月1日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 条例の概要

(1) 採石法関係手数料（別表49の項関係）

引用する条項の整理

(2) 砂利採取法関係手数料（別表51の項関係）

引用する条項の整理

2 施行期日

平成27年12月26日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 条例の概要

(1) 発電所の設置（別表第1関係）

名 称	最 大 出 力
石見空港太陽光発電所	3,490キロワット
三隅港臨海工業団地太陽光発電所	1,800キロワット
江津地域拠点工業団地太陽光発電所	1,200キロワット

(2) 発電所の供給先に係る規定の削除（第2条・別表第1関係）

2 施行期日

1の(1)については公布の日から、1の(2)については平成28年4月1日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第59号）

1 条例の概要

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正

ア 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域等の見直し

風俗営業者は、次に掲げる地域内に限り、午前零時以後午前1時までその営業ができることとした。（第5条・別表関係）

(ア) 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域

(イ) 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域

(ウ) 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域

イ 特定遊興飲食店営業の騒音及び振動の規制（第6条関係）

(7) 深夜における特定遊興飲食店営業の営業所周辺の騒音については、a から c までに掲げる地域の区分に応じ、それぞれ a から c までに掲げる数値未満とすることとした。

a 住居地域 40デシベル

b 商業地域 50デシベル

c a 及び b に掲げる地域以外の地域 45デシベル

(4) 深夜における特定遊興飲食店営業の営業所周辺の振動については、55デシベル未満とすることとした。

ウ ゲームセンターへの年少者立入制限の見直し

ゲームセンター営業を営む者は、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないものとする事とした。（第8条関係）

エ 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定

特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（以下「営業所設置許容地域」という。）は、アの(7)から(9)までの地域のうち、次に掲げる施設の敷地から40メートル以内の地域以外の地域とする事とした。（第12条・別表関係）

(7) 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）

(4) 病院

(7) 診療所

オ 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限

島根県の区域においては、午前5時から午前6時までの時間において、特定遊興飲食店営業を営んではならないこととした。（第13条関係）

カ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項

特定遊興飲食店営業者の遵守事項を次のとおりとする事とした。（第14条関係）

(7) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

(4) 営業所で店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は営ませないこと。

(7) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

(5) 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。

(6) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業を営まないこと。

キ 風俗環境保全協議会を置く地域の指定

アの(7)から(9)までの地域に風俗環境保全協議会を置くこととした。（第15条・別表関係）

ク その他規定の整理

(2) 警察に関する手数料条例の一部改正（別表第1関係）

ア 特定遊興飲食店営業に係る手数料の新設

区 分		手数料の額	
許可に係る申請	3月以内の期間を限って営む営業	1件につき	14,000円
	その他の営業	1件につき	24,000円
許可証の再交付に係る申請		1件につき	1,100円
許可証の書換えに係る申請		1件につき	1,400円
相続の承認に係る申請		1件につき	8,600円
	同時申請	2件目以降	3,800円
法人の合併の承認に係る申請		1件につき	11,000円

	同時申請	2件目以降	3,300円
法人の分割の承認に係る申請		1件につき	11,000円
	同時申請	2件目以降	3,300円
営業所の構造又は設備の変更の承認に係る申請		1件につき	9,900円
特例特定遊興飲食店営業者の認定に係る申請		1件につき	13,000円
	同時申請	2件目以降	10,000円
特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付に係る申請		1件につき	1,100円
営業所の管理者に対する講習の受講		1時間につき	650円

イ 特定遊興飲食店営業の許可に係る手数料の額から減ずる額の新設

区 分	減ずる額
特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合	1件につき 8,000円

ウ 特定遊興飲食店営業の許可に係る手数料の額に加算する額の新設

区 分	加算する額
許可を受けていた特定遊興飲食店営業の営業所が震災等により滅失したために当該営業を廃止した者が、営業所設置許容地域内になく、かつ、ホテル等内適合営業所に該当しない営業所について許可を受けようとする場合	1件につき 6,800円

エ 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前においても行うことができることとされた当該許可に係る申請を行う場合には、この条例の施行前においてもこの条例による改正後の警察に関する手数料条例の規定の例により手数料を納付しなければならないこととした。

オ 引用する条項の整理

2 施行期日

改正法の施行の日から施行することとした。ただし、1の(2)のエについては、改正法附則第1条第2号の政令で定める日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 51 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 県の執行機関は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステ

ムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受け
ることができる場合は、この限りでない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項ただし書
の規定は、法附則第 1 条第 5 号の政令で定める日から施行する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 52 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「原発等立地地域振興法」という。）」の次に「、地域再生法（平成17年法律第24号）」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（地方活力向上地域における県税の不均一課税）

第 8 条の 2 地域再生法第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画（次項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域（次項において「地方活力向上地域」という。）内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「地域再生法省令」という。）第 1 条に規定する公示日（以下この条において「公示日」という。）から平成30年 3 月31日までの間に同法第17条の 2 第 3 項の認定を受けた事業者（同条第 1 項第 1 号に掲げる事業を実施する者に限る。）である法人又は個人が、同条第 6 項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（次項において「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後 2 年を経過する日まで（同日までに同条第 6 項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地域再生法省令第 2 条第 1 号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した場合には、当該法人又は個人に対して課すべき次の各号に掲げる県税については、県税条例第16条、第16条の 2、第22条又は第57条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率によって課税する。

- (1) 当該特別償却設備を当該法人の営む事業の用に供した日の属する事業年度（以下この号において「供用開始事業年度」という。）の初日から起算して 3 年以内に終了する各事業年度又は当該特別償却設備を当該個人の営む事業の用に供した日の属する年以後 3 年間の各年に係る地方税法第 72 条の 12 又は第 72 条の 49 の 11 の規定による事業税の課税標準のうち、地域再生法省令第 3 条の規定により計算した額に対して課すべき事業税

ア 法人 次に掲げる事業年度分の区分に応じ、県税条例第 16 条各項に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第 1 事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して 1 年以内に終了する各事業年度分をいう。） 2 分の 1

第 2 事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して 1 年を超え 2 年以内に終了する各事業年度分をいう。） 4 分の 3

第 3 事業年度分（供用開始事業年度の初日から起算して 2 年を超え 3 年以内に終了する各事業年度分をいう。） 8 分の 7

イ 個人 次に掲げる年分の区分に応じ、県税条例第 16 条の 2 第 1 号に規定する税率に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た率

第 1 年分 2 分の 1

第 2 年分 4 分の 3

第 3 年分 8 分の 7

- (2) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税 100 分の 0.4

- (3) 当該特別償却設備（公示日以後に取得されたものに限る。）のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の 4 月 1 日の属する年度以後 3 年度分の固定資産税

初年度分 100 分の 0.14

第 2 年度分 100分の0.35

第 3 年度分 100分の0.7

2 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、公示日から平成30年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）である法人又は個人が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、当該法人又は個人に対して課すべき次の各号に掲げる県税については、県税条例第22条又は第57条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率によって課税する。

(1) 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税 100分の0.4

(2) 当該特別償却設備（公示日以後に取得されたものに限る。）のうち償却資産に対して課すべき当該特別償却設備の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

初年度分 100分の0.14

第 2 年度分 100分の0.467

第 3 年度分 100分の0.933

附則第5項を次のように改める。

（不動産取得税の不均一課税に係る税率の特例）

5 第4条第2号、第8条第2号又は第8条の2第1項第2号若しくは第2項第1号に規定する土地の取得が県税条例附則第14項第1号に規定する期間内に行われた場合における不動産取得税の不均一課税の税率は、これらの規定にかかわらず、100分の0.3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 の規定は、同条に規定する地方活力向上地域内において、同条に規定する法人又は個人が、平成 27 年 10 月 2 日以後に同条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合について適用する。
- 3 平成 27 年 10 月 2 日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第 8 条の 2 の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号中「又は同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日」とあるのは「若しくは同条第 2 項の規定により修正申告書を提出する日又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年島根県条例第 52 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 2 号中「当該納期の末日）」とあるのは「当該納期の末日）又は平成 27 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」と、同項第 3 号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは「いずれか遅い納期の末日）又は平成 27 年改正条例の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。

島根県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 53 号

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 5 条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第 5 条の 2 知事は、法第15条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

2 前項の規定は、法第15条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合について準用する。

3 知事は、前 2 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

4 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

5 知事は、第 3 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納

入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 6 知事は、第 4 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第 5 条の 3 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (職権による換価の猶予の手続等)
- 第5条の4 知事は、法第15条の5第1項の規定による職権による換価の猶予をする場合には、当該職権による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入に

ついて、当該職権による換価の猶予をする金額（令第 6 条の 9 の 3 第 1 項で定める額を限度とする。）を当該職権による換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 前項の規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 4 項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

3 第 5 条の 2 第 3 項から第 6 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第 15 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第 5 条の 3 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類

(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第 5 条の 5 法第 15 条の 6 第 1 項に規定する条例で定める期間は、6 月とする。

2 知事は、法第 15 条の 6 第 1 項の規定による申請による換価の猶予をする場合には、当該申請による換価の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該申請による換価の猶予をする金額（令第 6 条の 9 の 3 第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項で定める額を限度とする。）を当該申請による換価の猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 前項の規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において準用する法第 15 条第 4 項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長について準用する。

4 第 5 条の 2 第 3 項から第 6 項までの規定は、法第 15 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付

し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第5項第3号に掲げる事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第7条第1項中「及び」を「、」に改め、「所在地」の次に「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この項及び次条において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所、事業所又は寮等の所在地）」を加える。

第7条の2中「法人課税信託の受託者の名称又は氏名」の次に「及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称又は氏名）」を加える。

(島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 2 条 島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「第15条第 4 項、第15条の 2」を「第15条の 2 の 2、第15条の 2 の 3」に改める。

(旧島根県産業廃棄物減量税条例の一部改正)

第 3 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「第15条第 4 項、第15条の 2」を「第15条の 2 の 2、第15条の 2 の 3」に改める。

第 4 条 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）附則第 7 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「第15条第 4 項、第15条の 2」を「第15条の 2 の 2、第15条の 2 の 3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 の改正規定並びに附則第 5 項の規定は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第 5 条の 6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「新法」という。）第15条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用する。

3 新条例第5条の4及び第5条の6(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

4 新条例第5条の5及び第5条の6(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(法人等の届出に関する経過措置)

5 新条例第7条第1項及び第7条の2の規定は、平成28年1月1日以後に行われる届出について適用し、同日前に行われた届出については、なお従前の例による。

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 54 号

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年島根県条例第72号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第32条第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされた発行手数料及び情報提供手数料に係るこの条例による廃止前の島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第 45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第26号を次のように改める。

26 削除	
-------	--

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による廃止前の島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第 2 条第 1 項の規定による発行手数料の徴収及び同条第 2 項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付に係る事務の処理については、なお従前の例によ

る。

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 55 号

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 56 号

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第15条の6第1項ただし書」を「第15条の7第1項ただし書」に改める。

第11条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 57 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表49の項第 2 号中「第32条の 4 第 1 項第 5 号口」を「第32条の 4 第 1 項第 6 号口」に改め、同表51の項第 2 号中「第 6 条第 1 項第 5 号口」を「第 6 条第 1 項第 6 号口」に改める。

附 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 58 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年島根県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「

江津浄水場太陽光発電所	430
-------------	-----

」 を

江津浄水場太陽光発電所	430
石見空港太陽光発電所	3,490
三隅港臨海工業団地太陽光発電所	1,800
江津地域拠点工業団地太陽光発電所	1,200

に改める。

第 2 条 島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、最大出力及び供給先」を「及び最大出力」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	最 大 出 力
三成発電所	キロワット 2,830
八戸川第一発電所	6,300
八戸川第二発電所	2,500
八戸川第三発電所	240
勝地発電所	770
三隅川発電所	7,400

矢原川発電所	100
御部発電所	460
飯梨川第一発電所	3,000
飯梨川第二発電所	1,400
飯梨川第三発電所	250
志津見発電所	1,700
隠岐大峯山風力発電所	1,800
江津高野山風力発電所	20,700
江津浄水場太陽光発電所	430
石見空港太陽光発電所	3,490
三隅港臨海工業団地太陽光発電所	1,800
江津地域拠点工業団地太陽光発電所	1,200

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 59 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年島根県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号の表第 1 号中「第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号」に改め、同表第 2 号中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に改め、同表備考 4 及び 5 中「及び第 11 条の 5」を「、第 11 条の 5 及び第 12 条」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 13 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項第 1 号」に、「同項」を「同項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「次条各号に掲げる」を「次項に定める」に改め、同条第 2 項中「第 13 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項ただし書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 13 条第 1 項第 2 号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 法第 2 条第 1 項第 4 号の営業（まあじゃん屋を除く。）は、前 3 項の規定にかかわらず、第 1 項各号に定める日における当該各号に定める地域及び第 2 項に定める地域においては、午前零時から午前 1 時までの時間においてこれを営んではならない。

第 5 条の 2 及び第 5 条の 3 を削る。

第 6 条第 1 項中「第 15 条（）」の次に「法第 31 条の 23 及び」を加え、同項の表

備考 1 中「日出時から日没時まで」を「午前 6 時後午後 6 時前」に改め、同表備考 2 中「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後 6 時から翌日の午前零時前」に改め、同表備考 3 中「日出時」を「午前 6 時」に、「第 12 条」を「第 16 条」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号中「営業用家屋等（風俗営業の用に供する家屋又は施設をいう。次号において同じ。）」を「営業所」に改め、同項第 3 号中「営業用家屋等」を「営業所」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 7 号又は第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号又は第 5 号」に改め、同項第 1 号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「第 11 条」を「第 15 条」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（法第 2 条第 1 項第 5 号の営業に係る営業所への年少者の立入制限）

第 8 条 法第 22 条第 2 項の規定により、法第 2 条第 1 項第 5 号の営業を営む者は、午後 6 時から午後 10 時前の時間において 16 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないものとする。

第 11 条及び第 11 条の 7 中「日出時」を「午前 6 時」に改める。

第 13 条を第 17 条とする。

第 12 条中「第 2 条第 11 項第 3 号」を「第 2 条第 13 項第 4 号」に改め、同条を第 16 条とする。

第 11 条の 8 の次に次の 4 条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）

第 12 条 法第 31 条の 23 において準用する法第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、別表に掲げる地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から 40 メートル以内の地域以外の地域とする。

(1) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）

(2) 病院

(3) 診療所

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第13条 特定遊興飲食店営業は、島根県の区域においては、午前 5 時から午前 6 時までの時間においてこれを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第14条 第 7 条第 1 項（第 3 号を除く。）及び第 2 項の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第15条 法第38条の 4 第 1 項の条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条、第12条、第15条関係）

- 1 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域
- 2 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域
- 3 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 2 条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「第 7 条」を「第 8 条」に改める。

別表第 1 の13の 4 の項の次に次のように加える。

13の 5 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第 31条の22の規定に基	1 3月以内の期間を 限って営む営業	1件につき 14,000円
	2 その他の営業	1件につき 24,000円

<p>づく特定遊興飲食店 営業の許可を受けよ うとする者</p>		
<p>13の6 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第 31条の23において準 用する同法第5条第 4項の規定に基づく 許可証の再交付又は 同法第31条の23にお いて準用する同法第 9条第4項の規定に 基づく許可証の書換 えを受けようとする 者</p>	<p>1 再交付 2 書換え</p>	<p>1件につき 1,100円 1件につき 1,400円</p>
<p>13の7 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律 (以下この項におい て「法」という。) 第31条の23において 準用する法第7条第 1項の規定に基づく 特定遊興飲食店営業 の相続に係る承認を 受けようとする者</p>		<p>1件につき 8,600円 (当該承認を受けよう とする者が同時に他の 法第31条の23において 準用する法第7条第1 項の規定に基づく承認 を受けようとする場合 における当該他の同項 の規定に基づく承認に あつては、3,800円)</p>

<p>13の8 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律 (以下この項におい て「法」という。) 第31条の23において 準用する法第7条の 2第1項の規定に基 づく特定遊興飲食店 営業者たる法人の合 併に係る承認を受け ようとする者</p>		<p>1件につき 11,000円 (当該承認を受けよう とする者が同時に他の 法第31条の23において 準用する法第7条の2 第1項の規定に基づく 承認を受けようとする 場合における当該他の 同項の規定に基づく承 認にあっては、3,300 円)</p>
<p>13の9 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律 (以下この項におい て「法」という。) 第31条の23において 準用する法第7条の 3第1項の規定に基 づく特定遊興飲食店 営業者たる法人の分 割に係る承認を受け ようとする者</p>		<p>1件につき 11,000円 (当該承認を受けよう とする者が同時に他の 法第31条の23において 準用する法第7条の3 第1項の規定に基づく 承認を受けようとする 場合における当該他の 同項の規定に基づく承 認にあっては、3,300 円)</p>
<p>13の10 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第</p>		<p>1件につき 9,900円</p>

<p>31条の23において準用する同法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者</p>		
<p>13の11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者</p>		<p>1 件につき 13,000円 （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定にあっては、10,000円）</p>
<p>13の12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付を受けようとする者</p>		<p>1 件につき 1,100円</p>

13の13 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第 31条の23において準 用する同法第24条第 6 項の規定に基づく 営業所の管理者に対 する講習を受けよう とする者		講習 1 時間につき 650円
---	--	------------------------

別表第 1 中備考 5 を備考 7 とし、備考 4 の次に次のように加える。

5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定に基づく許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料の額は、それぞれ13の 5 の項の右欄に定める額から8,000円を減じた額とする。

6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定に基づく許可を受けようとする者が同法第31条の23において準用する同法第 4 条第 3 項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における当該許可に係る手数料の額は、それぞれ13の 5 の項の右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第 1 条第 2 号の政令で定める日から施行する。

(警察に関する手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正法附則第 2 条第 1 項の規定により、改正法による改正後の風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の許可を受けようとする者が、改正法の施行前においても行うことができることとされた同項の規定による申請を行う場合には、この条例の施行前においても第2条の規定による改正後の警察に関する手数料条例別表第1の13の5の項及び同表備考5の規定の例により手数料を納付しなければならない。